



Column

所長加納が思う つれづれなるコトバ

急成長の裏側

今年は本当に暑かったですね…何せ気象観測を開始してから125年が経つそうですが、その125年中1番暑かったようですから。であれば体へのダメージも相当あったのかなと思います。私も暑さが落ち着いた10月の半ばに久々に発熱をし、軽く寝込んでしまいました。コロナやインフルエンザなども流行っているのでそれも疑いましたが、味覚、嗅覚に異常は無く、咳も出ず食欲も普通にあったので、恐らく疲労があった時に娘が罹った咽頭炎を感染された可能性が濃厚です。

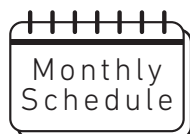
こんな暑さはもうこりごりという感じですが、プロ野球に関しては応援しているチームが好成績を上げたので、こちらは久々に良い「熱さ」を感じる事が出来ました。こういうチームには必ずラッキーボーイと呼ばれる、前年までは全く無名だったが一躍主力級の活躍をする選手が出てくるものです。我が最上級のチームも例に漏れず出てきました。その選手は過去2年、2軍では好投を続けるも1軍では全く結果を出せていませんでしたが、とある先輩の助言をヒントに投球のコツを掴んだことで才能が開花。見事タイトルを取る活躍を見せました。このように人間は、力があればちょっとしたきっかけで開花することが往々にしてあります。

一方組織となると複数の人間が関わるだけに、ちょっとしたきっかけだけで大きくなれるほど簡単なものではないと思います。私の周りでもラッキーな形で事業規模が拡大した税理士を何人か見っていますが、身の丈を越えてしまうと回しきれず、結局自分の手が届く範囲に収まるようにしてしまっています。私も以前、とある知人より急成長している税理士事務所があると紹介され、

その事務所が使っている営業システムを導入したらどうかと勧められたことがありました。私はその営業システムが良くてそうなったのか半信半疑でしたので導入しませんでした。その数年後、その税理士事務所の代表税理士が逮捕されたのをニュースで見てしまいました。容疑は給付金の不正受給を指南していたとのことで、そこで急成長が違法行為によって成り立っていたことが明らかになりました。

最近ではビッグモーターや旧ジャニーズ事務所のことが盛んにニュースで取り上げられています。いずれの法人も小さな組織から、その業界ではトップと言えるところまで発展を遂げましたが、その内実は違法行為が横行し、それを受け入れない限りその組織に在籍出来ない様な空気を作り、更には外部の取引先をも巻き込んで自社が優位になる様に仕向けていたのです。こうなってくるとビッグモーターや旧ジャニーズ事務所が社会的な責任を取り、制裁を受けることは当然のことですが、違法行為を目にしても見て見ぬふりをして、それらと利益共同体となっていた損保会社やマスコミ各社も同罪と言えるでしょう。

より多くの利益を求めて事業活動を行うことは、事業者としてあるべき姿であります。ただそれは健全な経営がベースにあってのことで、そこに不正や違法行為があってはなりません。自社が襟を正すのはもちろんのこと、取引先に対しても厳しい目を光らせなければ連帯責任を取られる危険があります。ビッグモーターや旧ジャニーズ事務所の件を対岸の火事と思わず、今一度自社のコンプライアンスを見直してみてはいかがでしょうか？



今月対応が必要な事項をリマインドします

- 1/ **3月決算の法人**で前期一定金額以上の納税があった場合、**11月末**までに中間納税をしなければなりません。
- 2/ **個人事業主のうち前期一定金額以上の所得**があった場合、**11月末**までに申告所得税の予定納税をしなければなりません。
- 3/ **個人事業主のうち事業税の対象業種**で前期一定金額以上の所得があった場合、**11月末**までに個人事業税の納税をしなければなりません。
- 4/ **事業者のうち本年1/1時点**で一定金額以上の事業用固定資産があった場合、**11月末**までに償却資産税の第3期分の納税をしなければなりません。
→納税義務がある者には税務署、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思しますので、**11/30(水)**までに納付の対応をお願い致します。
納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。
- 5/ **年末調整の書類を11月中旬頃に皆様の事務所**にお送り致します。
→役員及び従業員(パート、アルバイトを含む)の皆さまに必要事項をご記入、必要書類を添付頂いた上で **12/8(金)** までに弊所までご返送下さい。左記期日までにご返送頂きましたお客様に対しましては、年末調整料金を5千円(消費税抜き)割引させていただきます。

News

事務所の最新ニュースをお伝えします

「インボイス実務解説セミナー」を先月まで開催しておりましたが、やむを得ずご参加出来なかった方のために、期間限定でレジュメをダウンロードできるように致しました。



インボイス制度





インボイス制度チェックポイント 2

遂にインボイス制度が 10 月1日よりスタートいたしました。帝国データバンクの企業アンケート調査によると、自社の対応状況を尋ねたところ、65.1%が「順調に対応できている」と回答し、企業の 3 社に 2 社が順調にスタートを切っていることが分かりました。一方で「対応がやや遅れている」は 28.5%、「対応が大幅に遅れている」は 3.1%という結果となりました。規模別にみると、大企業よりも中小企業での対応が遅れているというデータもあり、経営資源による差が影響していると推察できます。当事務所でも問い合わせが増えており、お客様の疑問や不安、経営課題を共有して頂くことで、状況を踏まえた最適解をご提案していくよう努めて参りますので、お気軽にご相談ください。

さて、そのような状況の中で、今回も実務において私の方で気になった点を個別に触れておきたいと思います。(国税庁 HP：Q&A 参考)

まず、適格請求書とは、下記の書類が記載された書類を指しております。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

ここで問題となるのが、⑥の部分です。例えば、法人がネットショップにおいて、発注者個人のアカウントを利用し、事業で使用するパソコンを購入したとします。この時、⑥の氏名又は名称は、恐らく、個人名義となっている可能性が高いと思われます。そうすると、適格請求書に必要な事項が記載されておらず、要件が満たされていないため、仕入税額控除の対象外となる可能性が出てきます。

この場合では、その領収書と従業員等から会社宛に交付する立替金精算書等の保存によって、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。その他、インフラ系の経費（水光熱費・通信費・地代家賃など）は、特に⑥の部分で注意が必要になってくるかと思います。

ただし、適格簡易請求書（簡易インボイス）発行事業者からの請求書には、この⑥がないこととなります。該当事業は、(1) 小売業、(2) 飲食店業、(3) 写真業、(4) 旅行業、(5) タクシー業、(6) 駐車場業、(7) その他これらの事業に準ずる事業となります。ざっくりまとめると、“不特定多数の者を相手に事業を行っている者”です。

さて、内容盛りだくさんのインボイス制度ですが、前例のない対応が迫られており、情報も錯綜しているため困惑している方も多いと思います。今は手探り状態ですが、そんな中でもご自身で素養を身に付け、然るべき対応を行う姿勢は、ビジネスパーソンにおける基本であると考えます。

(吉田)

Topics

税務、資金繰りなど経営に関わる新制度をご紹介します

① 電子帳簿保存法に関する令和5年度税制改正に伴う
改訂資料が国税庁より公表されました。

令和6年1月1日より適用となり、対応が必要な事項もございますので、必ずお目通しください。



電子帳簿
保存方法の内容



電子取引データ
保存方法



特設サイト

② 11/1から国税庁相談専用ダイヤルが導入
されることとなりました



PDF

③ 中小企業庁より「人材活用ガイドライン」及び
「人材活用事例集」のお知らせがありました。

◎中小企業・小規模事業者
人材活用ガイドライン



PDF

◎中小企業・小規模事業者の
人材活用事例集



PDF



<https://www.facebook.com/kanoutax/>



<https://twitter.com/kanoutaxoffice>

